別表六の二 (二十一) 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の5 第2項《中小連結法人が特定経営力向上設備等を取 得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を 受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括 弧の中に記載してください。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額8」 は、法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金 額)の規定の適用を受ける場合(法第42条から第49 条まで(圧縮記帳)の規定により同項に規定する個 別損金額を計算する場合に限ります。)において、 圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方 法により経理したときに、その積み立てた金額(積 立限度超過額を除きます。)を記載します。

3 「設備の概要」には、連結法人が措置法第68条の 15の5第2項に規定する特定中小連結親法人又は特 定中小連結子法人に該当すること及びその設備が特 定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載し ます。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ 「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所 要欄を記載し添付することとしてください。